

令和8年（フ）第1048号

京都市伏見区石田大受町50番地 市営住宅石田大受団地12－104
債務者 村上 原子

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第232号

青森市小柳4丁目8番2号 県営住宅小柳団地3号棟504号
債務者 工藤江利子

- 1 決定年月日時 令和8年8月27日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

令和8年（フ）第398号

千葉県船橋市藤原1丁目27番28号 アン・ジュール111号
破産者 井原 聡子

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第1352号

千葉県市原市飯沼849番地11
破産者 中島 淳

- 1 決定年月日 令和8年8月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第81号

千葉県船橋市藤原2丁目2番13号 アルビレオ1－101号
破産者 加藤麻希子

- 1 決定年月日 令和8年8月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第89号

千葉県習志野市大久保2丁目17番11－302号
破産者 原 由美子

- 1 決定年月日 令和8年8月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第439号

千葉県浦安市堀江1丁目16番15号 コーポミカサ（202）
破産者 宮川 絢子

- 1 決定年月日 令和8年8月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第536号

千葉県浦安市堀江2丁目16番13号 コーポエメラルド（203）
破産者 松本 拓也

- 1 決定年月日 令和8年8月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第589号

千葉県船橋市西船5丁目11番4号 S o l a r i a 西船橋201号
破産者 小林 雅典

- 1 決定年月日 令和8年8月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年（フ）第339号

岩手県紫波郡紫波町南日語字京田164番地7
破産者 赤石貨物急送有限会社

- 1 決定年月日 令和8年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第348号

茨城県水戸市備前町2番3－204号
破産者 パーク株式会社

- 1 決定年月日 令和8年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

令和7年（フ）第726号

千葉県市川市東菅野3丁目12番16号
破産者 大平 浩三

- 1 決定年月日 令和8年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第88号

岐阜県羽羽島郡岐南町上印食一丁目91番地
破産者 ヘルシー有限会社

- 1 決定年月日 令和8年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和4年（フ）第168号

北海道旭川市東鷹栖五線十八号5957番地の1
破産者 有限会社島田自動車工業

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

令和8年（フ）第91号

北海道空知郡上富良野町泉町二丁目6番15号
破産者 合同会社S a n d S

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年（フ）第601号

仙台市宮城野区榴岡一丁目7番15号－507号
破産者 有限会社エフ・イー・エル・サービス

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第264号

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折町1831番地30
破産者 合同会社ブラネット

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第270号

埼玉県川越市新宿町5丁目12番地2 （ファインドエル2新宿403号室）、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区上用賀五丁目4番5号
破産者 企画制作センター株式会社

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第225号

（最後の住所）岐阜市西中島5丁目3番1号
破産者 亡櫻井アウロラことSAKURAI AURORA ARCIBAL相続財産（開始決定時の表示 櫻井アウロラことSAKURAI AURORA ARCIBAL）

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所